

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No. 50

対 象 手 続		内国普通法人等の設立の届出					
年 間 平 均 申 請 件 数		100,000 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		法人税法（昭和40年法律34号）第148条、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第63条					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		内国普通法人等を設立した場合の手続 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
	目標利用件数（件）	1	2	2,000 （国税事務所等の見込みを前提） 17年度 10,000件 18年度 10,000件	3,000 （国税事務所等の見込みを前提） 17年度 10,000件 18年度 10,000件	8,000 （国税事務所等の見込みを前提） 17年度 10,000件 18年度 10,000件	
				52			
	目標利用率（％）	0.01%	0.01%	2% 0.05%	3%	8%	
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
		1 定款等の写し 2 設立の登記事項証明書等 3 その他出資者の名簿など設立時に作成する書類（注） ・ 自己作成の添付書類については、既にオンライン送信が可能となっている。 ・ 添付書類のうち、法人登記事項に関する証明書等については、既に法務省が運用している「登記情報サービス」を活用することにより、添付を省略している。 ・ 法人設立届出書の提出前に、開始届出書の提出があった場合は、法人設立届出書のオンライン提出に当たり登記事項証明書の添付が不要である。			○ 納税者利便の向上の観点から、以下の場合に、第三者作成の添付書類そのものの送付を不要とする方向でシステム面を含めて検討を進める。 ・ 添付書類について第三者の電子署名を付した上でオンライン送信 ・ 税理士関与の納税者について、税理士会とも協議の上、税理士による確認とスキャナ利用による添付書類のオンライン送信（平成19年実施を目指す） ○ 更に、税理士関与の納税者について、税理士会と協議を行い、税理士に添付書類の保管義務を課すことにより、添付書類の送付を不要とすることに関して検討を行う。		
		添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			・ 法人の設立の事実、納税地等を正確に把握するため必要		
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		-		
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印		オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）		
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-			
上記項目以外のインセンティブ措置		-		→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）			
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。			
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請		○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンフレット、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）			
そ の 他		-		-			
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ			http://www.e-tax.nta.go.jp				

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.51

対 象 手 続		源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請				
年 間 平 均 申 請 件 数		200,000 件				
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律33号）第217条第1項				
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		給与等に係る源泉所得税の納期の特例の承認を受けようとする者が申請する手続 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）	9	21	4,000 （国税庁発表の普及率を前提） 国税庁発表の普及率 83万7千 187	6,000 （国税庁発表の普及率を前提） 国税庁発表の普及率 112万7千 100・1千・1千の普及 41万7千	16,000 （国税庁発表の普及率を前提） 国税庁発表の普及率 508万7千 100・1千・1千の普及 140万7千
	目標利用率（％）	0.01%	0.01%	2% 0.09%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容	行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添 付 書 類			-		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況			-		
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印	-		
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印	オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	-	-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-	-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-	-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-	-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）		
紙による手続の場合（オフライン）		平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）	-			
上記項目以外のインセンティブ措置		-				
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～） ○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。				
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請 ○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）				
そ の 他		-				

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.58

対 象 手 続		給与支払事務所等の開設等届出					
年 間 平 均 申 請 件 数		200,000 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律33号）第230条					
手 続 概 要 （主な利用者と代理申請率を明記）		給与等の支払者が、国内において給与等の支払事務を取り扱う事務所を開設等した場合に、その旨を所轄税務署長に対して届け出る手続 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	
		目標利用件数（件）	22	77	4,000 （前年度実績の増減を前掲） 13万7千件 （前年度実績の増減を前掲） 13万7千件 （前年度実績の増減を前掲） 13万7千件	6,000 （前年度実績の増減を前掲） 13万7千件 （前年度実績の増減を前掲） 13万7千件 （前年度実績の増減を前掲） 13万7千件	16,000 （前年度実績の増減を前掲） 13万7千件 （前年度実績の増減を前掲） 13万7千件 （前年度実績の増減を前掲） 13万7千件
		目標利用率（％）	0.01％	0.04％	2％ 0.48％	3％	8％
目標達成に向けた具体的な措置内容	添 付 書 類		行動計画策定時（平成17年度末）の状況		改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）		
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-		-		
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		-		
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印		オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）		
	手 数 料	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-		-		
		紙による手続の場合（オフライン）	-		-		
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）		
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）		-		
	上記項目以外のインセンティブ措置		-		→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
	シ ス テ ム の 改 善		- システム仕様は公開済（平成15年4月～） - 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） - 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） - 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		- システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 - 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） - その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 - 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
	広 報 ・ 普 及 活 動		日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請		- 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 - 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 - 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50％以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） - 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）		
	そ の 他		-		-		

国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.59

対 象 手 続			非課税貯蓄みなし廃止通知書				
年 間 平 均 申 請 件 数			590,000 件（法改正に伴い年間申請件数が減少（18年度：約17万件程度）する見込み）				
根 拠 法 令 ・ 条 項			所得税法施行令（昭和40年政令96号）第45条第5項				
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）			非課税（マル優）の適用を受けていた預金の残高がなくなり一定期間を経過した場合に、非課税貯蓄廃止申告書の提出があったとみなす旨の通知書を当該非課税貯蓄の取扱金融機関が提出する手続（主な利用者：法人、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）		0	0	3,200 （課税基礎等の見込みを前提） 課税基礎の見込み 83万件 課税基礎の増減 1,200万点、10万点 0	5,000 （課税基礎等の見込みを前提） 課税基礎の見込み 113万件 課税基礎の増減 11万点 に比べ7.7倍の普及 4172倍	13,500 （課税基礎等の見込みを前提） 課税基礎の見込み 368万件 課税基礎の増減 168万点 に比べ17.3倍の普及 16872倍
	目標利用率（％）		0.00%	0.00%	2% 0.00%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		-			-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-				
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平日9時～23時 土日9時～21時			(通常期) 平日9時～21時 (確定申告期) 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-	
	上記項目以外のインセンティブ措置		-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）	
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 金融機関に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、バナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標(税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う)を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）		
そ の 他		-			-		

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

No.60

対 象 手 続			非課税貯蓄者死亡通知書				
年 間 平 均 申 請 件 数			150,000 件（法改正に伴い年間申請件数が10万件未満（18年度：約4万件程度）となる見込み）				
根 拠 法 令 ・ 条 項			所得税法施行令（昭和40年政令96号）第46条第2項				
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）			非課税（マル優）の適用を受けていた預金者が死亡した旨の届出があった場合又は死亡したことを知った場合に、当該非課税預金の取扱金融機関がその旨を記載した通知書を提出する手続 （主な利用者：法人、代理申請率：不明）				
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績	年 度		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
	目標利用件数（件）		0	0	700 （認証基盤導入の普及率8割後） 国税庁発表の普及率 8割後 40万件 国税庁発表の普及率 8割後 40万件	1,000 （認証基盤導入の普及率8割後） 国税庁発表の普及率 8割後 40万件 国税庁発表の普及率 8割後 40万件	3,000 （認証基盤導入の普及率8割後） 国税庁発表の普及率 8割後 40万件 国税庁発表の普及率 8割後 40万件
					0		
	目標利用率（％）		0.00%	0.00%	2% 0.00%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		-			-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-				
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印			オンライン手続の場合 ・ 税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 →税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ I D、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印				
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-	
上記項目以外のインセンティブ措置		-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 金融機関に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）		
そ の 他		-			-		

オンライン利用促進のための行動計画（財務省）

		No. 61					
対 象 手 続		特別非課税貯蓄みなし廃止通知書					
年 間 平 均 申 請 件 数		110,000 件（法改正に伴い年間申請件数が10万件未満（18年度：約4万件程度）となる見込み）					
根 拠 法 令 ・ 条 項		租税特別措置法施行令（昭和32年政令43号）第2条の4第3項					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		非課税（特別マル優）の適用を受けていた預金の残高がなくなり一定期間を経過した場合に、特別非課税貯蓄廃止申告書の提出があったとみなす旨の通知書を当該非課税貯蓄の取扱金融機関が提出する手続（主な利用者：法人、代理申請率：不明）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件）	0	0	700 （当該非課税の普及を前提） 国民総額の普及 82万件 国民総額の普及 112万件 （注）「ア」の普及 41万件	1,000 （当該非課税の普及を前提） 国民総額の普及 112万件 （注）「ア」の普及 41万件	3,000 （当該非課税の普及を前提） 国民総額の普及 388万件 （注）「ア」の普及 168万件
		目標利用率（％）	0.00%	0.00%	2% 0.00%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容			行動計画策定時（平成17年度末）の状況			改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
	添 付 書 類		-			-	
	添付書類を省略できない場合の理由、添付書類をオンライン化できない場合の理由及び外部有識者等による検討会の実施状況		-				
	本人確認方法	本人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			-	
		代理人による申請の場合	オンライン手続の場合 ・ID、パスワード、本人の電子署名及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・署名等、押印			オンライン手続の場合 ・税理士会と協議し、一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する。 ・税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子申告により申請等を行う場合のその依頼者の電子署名及び電子証明書の送信を省略可能とする。（平成19年1月実施済）	
	手 数 料	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	処理時間 （申請者への回答までの時間）	オンライン手続の場合	-			-	
		紙による手続の場合（オフライン）	-			-	
	利用（申請等）可能な期間・時間帯	オンライン手続の場合	（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時			（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済）	
		紙による手続の場合（オフライン）	平日9時（又は8時30分）～17時15分（又は17時）			-	
上記項目以外のインセンティブ措置		-			→電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		
シ ス テ ム の 改 善		○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）			○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る。 ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。		
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 金融機関に対して協力を要請			○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、財務省など）との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パンナー広告、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙への掲載等、各種メディアを活用し、広報を強化する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50%以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年6月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。） ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施）		
そ の 他		-			-		
国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ				http://www.e-tax.nta.go.jp			

対 象 手 続		国税申告手続（所得税、法人税、消費税、酒税、印紙税）					
年 間 平 均 申 請 件 数		26,738,000 件					
根 拠 法 令 ・ 条 項		所得税法（昭和40年法律第33号）第120条、法人税法（昭和40年法律第34号）第74条、消費税法（昭和63年法律108号）第45条、酒税法（昭和28年法律第6号）第30条の2、印紙税法（昭和42年法律第23号）第11条 等					
手 続 概 要 （ 主 な 利 用 者 と 代 理 申 請 率 を 明 記 ）		個人のその年の所得金額及び納税額について、その個人の納税地を所轄する税務署長へ申告書提出する。法人が事業年度の所得金額及び納税額について、当該法人の納税地を所轄する税務署長へ申告書提出する。消費税の確定、中間（仮決算）、還付及び修正申告をする。酒類製造者が酒類・酒母・もろみの製造地の所在地を所轄する税務署長へ申告書提出する。印紙税書式表示の承認を受けた税務署長へ申告書提出する。 （主な利用者：個人・法人、代理申請率：法人税申告の場合、約86％が税理士間とあり）					
目標利用件数・目標利用率 平成17年度までは実績。また、平成18年度の上段は目標値、下段は、平成19年2月末までの実績。 なお、平成16・17年度の利用件数には、酒税及び印紙税の件数は含まれていない。		年 度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
		目標利用件数（件）	52,838	110,488	510,800 347,658 （酒税・酒母・もろみの製造地の所在地を所轄する税務署長へ申告書提出する） 平成19年度実績	780,800 （酒税・酒母・もろみの製造地の所在地を所轄する税務署長へ申告書提出する） 平成19年1月実施済	2,131,700 （酒税・酒母・もろみの製造地の所在地を所轄する税務署長へ申告書提出する） 平成19年2月末までの実績
		目標利用率（％）	0.20%	0.41%	2% 1.30%	3%	8%
目標達成に向けた具体的な措置内容		行動計画策定時（平成17年度末）の状況				改善方策の措置・具体的改善方策（実施時期）	
		添 付 書 類				・ 所得の内訳書等の自己作成の添付書類についてはオンライン化済 ・ 源泉徴収票、証明書、領収書等の第三者作成の添付書類については別途送付 ・ 納税者利便の向上の観点から、以下の場合に、第三者作成の添付書類そのものの送付を不要とする方向でシステム面を含めて検討を進める。 ・ 添付書類について第三者の電子署名を付した上でオンライン送信（給与の源泉徴収票等について平成18年度実施予定）（→給与と所得の源泉徴収票）及び「特定口座年間取引報告書」等については、平成19年1月実施済。「公的年金等の源泉徴収票」等については、平成19年度実施予定） ・ 税理士間との納税者について、税理士会とも協議の上、税理士による確認とスキャナ利用による添付書類のオンライン送信（平成19年度実施を目指す） ・ 更に、税理士間との納税者について、税理士会と協議を行い、税理士に添付書類の保管義務を課すことにより、添付書類の送付を不要とすることにに関して検討を行う。 →所得税の電子申告における第三者作成書類（医療費の領収書、給与と所得の源泉徴収票等）の添付省略を可能とする。（平成19年度実施予定）	
		本人確認方法		本人による申請の場合		オンライン手続の場合 ・ ID、パスワード及び本人の電子署名 紙による手続の場合 ・ 署名等、押印	
				代理人による申請の場合		オンライン手続の場合 ・ ID、パスワード、本人及び税理士の電子署名 紙による手続の場合 ・ 本人および税理士の署名等、押印	
		手 数 料		オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）		- -	
		処理時間 （申請者への回答までの時間）		オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）		- -	
		利用（申請等）可能な期間・時間帯		オンライン手続の場合 紙による手続の場合（オフライン）		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平日9時～23時 土日9時～21時 - -	
		上記項目以外のインセンティブ措置		○ 通付申告について、処理期間を通常の6週間程度から5週間程度に短縮を目指す。（平成18年度実施予定）（→平成18年11月実施済） ○ その他の優遇措置について、必要性や合理性を検討する。（平成18年度前半） → 電子証明書の普及拡大のため、電子証明書を有する個人の電子署名に係る所得税控除の特別控除を創設する。（平成19年分又は20年分まで適用） → 電子申請等を行った旨を証明する手段として、電子申請等証明書制度を創設する。（平成19年度実施予定）		（通常期） 平日9時～21時 （確定申告期） 平成18年分以降の所得税確定申告期間について24時間受付を目指す。（→平成19年2月～3月実施済） -	
				○ システム仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		○ システムの仕様については公開済であるが、更に民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕組公開までの期間に注意し協力体制を図る。 ○ 国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー（平成16年度アクセス数約1千万件、提出件数69万件）から直接電子申告できるようにする。（平成19年度実施予定） （→公的個人認証サービスに基づく電子証明書を利用の場合は、平成19年1月実施済。その他の電子証明書を利用の場合は、平成18年度実施予定） ○ 電子申告の利用開始に当たり、すぐに利用が可能となるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供（平成18年度実施予定）を目指す。（→平成18年10月実施済） ○ その他、利用者アンケート等を基にしたe-Taxソフト等の機能改善を進める。 ○ 平成18年度に外部専門家による評価を実施し、その結果を踏まえて機能・運用面の改善を図る。	
		シ ス テ ム の 改 善		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請 ○ 利用回数の多い手続について利便性が高いことを重点的に広報 ○ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータをe-Taxに引き継いで電子申告が可能であることを重点的に広報 ○ 新たにサービスを開始した税目（印紙税、酒税）の利用促進について重点的に広報		○ 認証基盤の普及について関係機関（総務省、法務省など）との連携を強化する。 ○ 電子納税に対応したインターネットバンキング、ATMの普及に向け金融機関等との連携を強化する。 ○ 広くe-Taxの利便性が理解されるよう、パナールーム、メールマガジン、TV、雑誌や広報紙の掲載等、各種メディアを活用し、広報を推進する。 ○ 日本税理士会連合会や関係民間団体に対して、数値目標を設定するなどにより、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。（→日本税理士会連合会では、会員の電子申告利用についての数値目標（税理士会員の50％の50％以上がe-Taxで顧客の申告・納税を行う）を設定（平成18年1月）。日本税理士会連合会に対して、数値目標の達成も含め、e-Taxの活用を更に促進するよう協力要請を行う。 ○ 納税表彰の功績評価において、e-Taxの積極的な普及活動について十分に評価する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） ○ 府省共通の人事給与システムにより、e-Taxに対応した源泉徴収票の電子交付を可能とするよう人事院に対して要請する。（→平成18年5月実施済） ○ 官公庁や民間団体・企業に対して、源泉徴収票、各種証明書及び領収書等の電子交付や法定調書のe-Tax対応を要請する。（→平成18年度実施。平成19年度以降も引き続き実施） ○ 税理士会、関係民間団体を通じた会計処理のIT化や電子申告の利用を促進するための研修会や税務相談、パソコン会計記帳指導等を開催する。（平成19年度実施予定）	
				○ システムの仕様は公開済（平成15年4月～） ○ 開始届出書のオンライン化（平成18年1月～） ○ 開始届出時の本人確認書類を不要（平成18年1月～） ○ 利用者識別番号、e-Taxソフト等の送付期間の短縮（平成18年1月～）		（注）大規模法人の消費税申告、書式表示適用者の印紙税申告及び酒類製造業者の酒税申告について、平成20年度までの3年間に利用率50％となるよう重点的に取り組む。	
広 報 ・ 普 及 活 動		○ 日本税理士会連合会、関係民間団体等に対して協力を要請 ○ 利用回数の多い手続について利便性が高いことを重点的に広報 ○ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータをe-Taxに引き継いで電子申告が可能であることを重点的に広報 ○ 新たにサービスを開始した税目（印紙税、酒税）の利用促進について重点的に広報		（注）大規模法人の消費税申告、書式表示適用者の印紙税申告及び酒類製造業者の酒税申告について、平成20年度までの3年間に利用率50％となるよう重点的に取り組む。			
そ の 他		-		-			
国 税 電 子 申 告 ・ 納 税 シ ス テ ム （ e - T a x ） ホ ム ペ ー ジ		http://www.e-tax.nta.go.jp					

厚生労働省